

令和7年度

財政援助団体等監査結果報告書

荒川区監査委員

7 荒監第 2 3 5 号
令和 8 年 3 月 2 7 日

荒 川 区 長 殿
荒川区議会議長 殿

荒川区監査委員 本 渡 章
同 飯 田 小夜子
同 北 城 貞 治

令和 7 年度財政援助団体等監査結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体等（補助金等交付団体、出資団体、公の施設の指定管理者）の監査を行ったので、同法同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を次のとおり提出します。

1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査であり、「荒川区監査委員監査基準に準拠し、財政援助等に係る出納その他の事務の執行がその目的に沿って行われているか。」について監査を実施した。

2 実施期間

令和7年12月11日（木）から令和8年2月5日（木）まで

3 監査対象団体等

監 査 対 象			財政的援助 等内容
団 体 等	関 係 部		
1	一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター	産業経済部	出捐金 補助金
2	らぶゆあせるふ [らぶゆあせるふ子育て交流サロン]	子ども家庭部	補助金
3	社会福祉法人 ドン・ボスコ学院 [ドン・ボスコ保育園]	子ども家庭部	補助金
4	荒川区地域魅力発信実行委員会	地域文化スポーツ部	補助金
5	学校法人 丸島学園 [友の季ひまわり幼稚園]	子ども家庭部	補助金
6	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	福祉部	補助金
7	株式会社 さくらさくみらい [さくらさくみらい西日暮里]	子ども家庭部	補助金
8	特定非営利活動法人 荒川区高年者クラブ連合会 [荒川山吹ふれあい館]	区民生活部	指定管理者
9	社会福祉法人 教信精舎 [夕やけこやけふれあい館]	区民生活部	指定管理者
10	社会福祉法人 カメリア会 [荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川]	福祉部	指定管理者

4 監査の実施内容

監査対象団体等及び区関係部署から提出された監査資料、並びに監査対象に該当する事業等について関係書類を調査し、必要に応じて関係者から説明を聴取し、監査を実施した。

5 監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果

監査の着眼点、対象とする範囲、監査日及び監査の結果は、対象団体別に示すとおりである。

監査報告書に記載するに至らない事項については、その都度注意した。今後の執行に当たっては十分に検討し、注意して取り組まれない。

財政援助団体等を所管する各部署においては、事務事業執行のより一層の適正化と効率化に向けて、各団体へ適切な指導及び助言について努められたい。

対象団体別目次

	頁
1 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター	1
2 らぶゆあせるふ (らぶゆあせるふ子育て交流サロン)	3
3 社会福祉法人 ドン・ボスコ学院 (ドン・ボスコ保育園)	5
4 荒川区地域魅力発信実行委員会	7
5 学校法人 丸島学園 (友の季ひまわり幼稚園)	9
6 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会	11
7 株式会社 さくらさくみらい (さくらさくみらい西日暮里)	14
8 特定非営利活動法人 荒川区高年者クラブ連合会 (荒川山吹ふれあい館)	16
9 社会福祉法人 教信精舎 (夕やけこやけふれあい館)	18
10 社会福祉法人 カメリア会 (荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川)	20

1 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター(平成29年12月19日一般財団法人東京城北勤労者サービスセンターから名称変更、以下「勤労者センター」という。)は、平成24年度に豊島区と北区のサービスセンターが合併し、平成25年度に荒川区勤労者福祉サービスセンターが加わって3区の出捐金等をもとに設立された法人であり、平成30年4月1日からは杉並区も加わり、事業の広域化が図られた。

勤労者センターは本部を東京都豊島区北大塚一丁目15番10号に置き、営業所を荒川区、北区及び杉並区に置いている。

(1) 設立目的

勤労者センターは、豊島区、荒川区、北区及び杉並区内の中小企業等に勤務する勤労者と事業主及び区に居住し、区外の中小企業等に勤務する勤労者並びに区民を対象に、総合的な勤労者福祉事業を行い、もって中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的としている。

(2) 主な事業

- ア 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業
- イ 中小企業勤労者福祉に関する各種講習会等の事業
- ウ 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業
- エ 中小企業勤労者福祉事業
- オ 東京都及び区が行う中小企業勤労者福祉推進事業への協力事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(3) 組織

勤労者センターは、理事24名、監事2名、評議員23名、職員18名をもって構成されている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

勤労者センターの健全な運営と発展を図り、もって中小企業の振興及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 補助事業の内容

勤労者センターを管理運営するに当たって必要な経費のうち、区長が認めたものとする。

3 区と財政援助等との関係

区は、勤労者センターの基本財産として 300 万円を出捐しているほか、運営に関する補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 勤労者センター

ア 事業運営は、出捐目的及び補助目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 出捐金及び補助金に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 産業経済部

ア 勤労者センターに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

出捐金及び令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 勤労者センター 令和7年12月11日（委員監査・事務監査）

(2) 産業経済部 令和7年12月11日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

出捐金及び令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(1) 出捐金

区が勤労者センターに出捐した 300 万円は、勤労者センターの基本財産として運用されていた。

(2) 補助金実績

(単位：円)

区	分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター	補助金	27,015,000	26,847,937	167,063
内 訳	職 員 人 件 費	26,167,000	26,235,534	△ 68,534
	運 営 費	848,000	612,403	235,597

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

2 らぶゆあせるふ (らぶゆあせるふ子育て交流サロン)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

らぶゆあせるふは、事務所を荒川区内に置き、令和5年3月9日に設立された任意団体である。

らぶゆあせるふは、講座や交流会を通して、子育て中の保護者への支援活動することを目的とし、荒川区西日暮里において子育て交流サロンを運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、区民との協働による子育て支援事業を促進し、もって子育て親子の福祉の向上に寄与することを目的として、地域子育て交流サロン事業に要する経費の一部を、荒川区地域子育て交流サロン事業補助金交付要綱に基づき補助している。

(2) 補助事業の内容

らぶゆあせるふは、荒川区西日暮里四丁目16番3号に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て親子を対象として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施している。

(3) 施設の職員体制及び利用者数

らぶゆあせるふ子育て交流サロンの職員体制は、会長1名、子育て支援員1名、助産師1名、保育士等3名である。また、令和6年度の利用者実績は1,848名、一時預かりの利用者実績は108名である。

3 区と財政援助等との関係

区は、らぶゆあせるふに対して、らぶゆあせるふ子育て交流サロンの事業に要する経費の一部を補助している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) らぶゆあせるふ

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

- ア らぶゆあせるふに対する指導監督は適切か
- イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) らぶゆあせるふ 令和7年12月18日(事務監査)
- (2) 子ども家庭部 令和7年12月18日(事務監査)

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
地 域 子 育 て 交 流 サ ロ ン 事 業 補 助 金	11,961,000	11,961,000	0
合 計	11,961,000	11,961,000	0

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、らぶゆあせるふ及び子ども家庭部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

3 社会福祉法人 ドン・ボスコ学院 (ドン・ボスコ保育園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人ドン・ボスコ学院（昭和27年10月30日設立。以下「ドン・ボスコ学院」という。）は、事務所を荒川区荒川三丁目11番1号に置き、ドン・ボスコ保育園、子育てに関する相談等を行う子育て交流サロンを運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、ドン・ボスコ学院に対して、ドン・ボスコ保育園の活動を支援・育成することを目的として補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

ドン・ボスコ学院は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に基づく児童福祉施設として、荒川区荒川三丁目11番1号にドン・ボスコ保育園を設置運営している。

ドン・ボスコ保育園の施設概要及び入所児童数は、次表のとおりである。

(単位：名)

所在地	荒川区荒川三丁目11番1号		(令和6年4月1日現在)	
施設概要	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造3階建 敷地面積 1209.19㎡		区 分	入所児童数
	主な施設		0 歳 児	5
	①0歳児室	45.00㎡	1 歳 児	25
	②1歳児室	100.73㎡	2 歳 児	29
	③2歳児室	73.02㎡	3 歳 児	31
	④3歳児室	78.14㎡	4 歳 児	29
	⑤4歳児室	79.27㎡	5 歳 児	31
	⑥5歳児室	83.24㎡	合 計	150
	⑦ホール	169.33㎡		
⑧園庭	150.00㎡			

(3) 施設の職員体制

ドン・ボスコ保育園の職員体制は、園長1名、園長補佐1名、主任1名、保育士22名、栄養士3名、調理師3名、看護師1名、嘱託医1名、他職員13名をもって構成されている。(非常勤職員も含む。)

3 区と財政援助等との関係

区は、ドン・ボスコ学院に対して、ドン・ボスコ保育園の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。このほか、私立保育所運営費を扶助費として支出するとともに、地域子育て交流サロン事業運営費として補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) ドン・ボスコ学院

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア ドン・ボスコ学院に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) ドン・ボスコ学院 令和8年1月7日（委員監査・事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和8年1月7日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立保育所の入所児等に対する助成金	19,898,560	19,653,685	244,875
子育て施設等における物価高騰緊急対策補助金	858,800	858,800	0
子育て施設等における防災備蓄品購入補助金	85,860	85,860	0
合 計	20,843,220	20,598,345	244,875

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

4 荒川区地域魅力発信実行委員会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区地域魅力発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、区内から地域の魅力発信を行いたいとの声を発端として、区民の様々な団体の委員の協力のもと、令和5年11月28日に設置された団体である。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、実行委員会に対して、荒川区の魅力を発信する事業の実施に要する経費を補助することにより、実行委員会の自主的かつ安定的な運営を図り、もって芸術文化活動を通じて区の魅力を区内外に発信し、文化振興に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

実行委員会で決定された事業のうち、区の地域の魅力を発信する事業として区長が認めるものとする。

ア 地域文化を取り上げた「映画」の制作・上映に関する事業

イ 地域文化を取り上げた「区民ミュージカル」の制作・公演に関する事業

(3) 組織

実行委員会は、事務局を区地域文化スポーツ部に置き、委員長1名、副委員長2名、委員16名、事務局職員4名をもって構成されている。

3 区と財政援助等との関係

区は、実行委員会に対して、事業運営費として補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 実行委員会

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 地域文化スポーツ部

ア 実行委員会に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

- (1) 実行委員会 令和8年1月9日（委員監査・事務監査）
- (2) 地域文化スポーツ部 令和8年1月9日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
荒川区地域魅力発信実行委員会 実 施 事 業 補 助 金	11,500,000	10,976,597	523,403
合 計	11,500,000	10,976,597	523,403

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、実行委員会及び地域文化スポーツ部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、実行委員会の活動状況に関して一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

なお、事業は令和7年度も継続しているため、次期の監査においても、引き続き対象とする。

5 学校法人 丸島学園 (友の季ひまわり幼稚園)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

学校法人 丸島学園（昭和 27 年 5 月 21 日設立。以下「丸島学園」という。）は、事務所を東京都北区昭和町一丁目 8 番 10 号に置き、学校教育を行うことを目的とし、友の季ひまわり幼稚園、城北ひまわり幼稚園を設置している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

園児の保護者に対し、入園料、保育料及び給食費等の一部を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、公立と私立の幼稚園間の保護者負担の格差是正を図り、もって幼稚園教育の振興に資することを目的とする。

また、教育環境の向上を図るための魅力ある園づくりや園児の安全確保を目的とする安全対策、災害に対する事業を実施するに当たり、その経費の一部を補助し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。

(2) 補助事業の内容

丸島学園は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条及び第 22 条に基づき幼稚園として、平成 29 年 4 月 1 日に荒川区町屋一丁目 10 番 12 号に友の季ひまわり幼稚園を設立し、運営している。

(3) 施設の職員体制及び園児数

友の季ひまわり幼稚園の職員体制は、理事長兼園長 1 名、顧問 1 名、教頭 1 名、総括主任 1 名、主任 2 名、主任心得 1 名、教員その他の職員 7 名で構成されている。

園児数及び学級数は、次表のとおりである

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
園児数	3 名	23 名	39 名	36 名	101 名
学級数	1 学級	1 学級	2 学級	2 学級	6 学級

3 区と財政援助等との関係

区は、丸島学園に対して、友の季ひまわり幼稚園の保護者の負担軽減、また特色ある幼児教育の推進及び教育環境を向上させることを目的として補助金を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 丸島学園

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア 丸島学園に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 丸島学園 令和8年1月13日(事務監査)

(2) 子ども家庭部 令和8年1月13日(事務監査)

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私 立 幼 稚 園 等 園 児 保 護 者 補 助 金	38,644,080	38,644,080	0
私 立 幼 稚 園 等 給 食 費 保 護 者 補 助 金	10,054,173	10,054,173	0
子 育 て 支 援 施 設 等 に お け る 物 価 高 騰 緊 急 対 策 補 助 金	695,400	695,400	0
私 立 幼 稚 園 等 教 育 環 境 整 備 補 助 金	3,801,000	3,179,745	621,255
私 立 幼 稚 園 等 安 全 対 策 事 業 補 助 金	45,720	45,720	0
子 育 て 施 設 等 に お け る 防 災 備 蓄 品 購 入 補 助 金	94,500	94,500	0
合 計	53,334,873	52,713,618	621,255

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、丸島学園及び子ども家庭部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、会計処理において一部適切でない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

6 社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会(昭和28年に任意団体として発足。以下「社協」という。)は、事務所を荒川区南千住一丁目13番20号に置き、昭和39年に社会福祉法人の認可を受けた社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109条の規定に基づく法人である。

社協は、荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、社協が実施する社会福祉活動等に要する経費の一部を補助することにより、民間による地域福祉活動を育成・促進し、公私の協力による地域福祉活動の充実を図り、区民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

(2) 補助事業の内容

社協は、区から次の補助金を受けて事業を行っている。

- ア 社協事務局職員人件費
- イ ボランティア活動推進事業費
- ウ ボランティア活動推進事業人件費
- エ 地域コーディネーター人件費
- オ 重度心身障がい者(児)レクリエーション事業費
- カ 福祉サービス総合支援事業
- キ 在宅福祉サービス事業費
- ク 福祉のしごとフェア事業費
- ケ ふれあい粋・活(いきいき)サロン事業費

(3) 組織

社協は、理事21名、監事2名、評議員30名、職員155名(常勤職員93名、非常勤職員62名)をもって構成されている。また、令和6年度の会員数は、個人会員1,633名、団体会員110件、ワンコイン会員25件である。

3 区と財政援助等との関係

区は、社協に対して、社会福祉活動等の経費の一部について補助金を交付している。

このほか、区は、社協を①荒川区立荒川生活実習所 ②荒川区立尾久生活実習所 ③荒川区立尾久生活実習所分場 ④荒川区立荒川福祉作業所 ⑤荒川区立障害者福祉会館の指定管理者に指定しており、指定管理料を支出している。

また、障害者（児）移動支援費を扶助費として支出するとともに、地域子育て交流サロン事業、地域活動支援事業の補助金及び成年後見あんしん生活創造事業、障害者就労支援事業、ひきこもり支援事業等の委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 社協

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア 社協に対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) 社協 令和8年1月16日（委員監査・事務監査）

(2) 福祉部 令和8年1月16日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
社協事務局職員人件費	96,547,000	96,547,000	0
ボランティア活動 推進事業費	3,694,991	3,677,477	17,514
ボランティア活動 推進事業人件費	21,537,000	21,467,843	69,157
地域コーディネーター 人 件 費	22,527,000	22,527,000	0
重度心身障がい者（児） レクリエーション事業費	1,218,000	1,218,000	0
福祉サービス総合支援事業	13,446,000	12,890,702	555,298
在宅福祉サービス事業費	49,460,000	48,581,061	878,939
福祉のしごとフェア事業費	126,140	126,140	0
ふれあい粋・活（いき いき）サロン事業費	3,139,000	2,053,073	1,085,927
合 計	211,695,131	209,088,296	2,606,835

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

7 株式会社 さくらさくみらい (さくらさくみらい西日暮里)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

株式会社さくらさくみらいは、保育所の運営を目的として、平成21年8月3日に渋谷区で設立し、平成31年1月に株式会社プロッサムから株式会社さくらさくみらいへ社名を変更した（以下「さくらさくみらい」という。）。本社を東京都千代田区有楽町一丁目2番2号に置き、東京23区を中心に、埼玉、千葉、大阪で保育所88施設を運営している。

2 補助事業の概要

(1) 補助の目的

区は、さくらさくみらいに対して、さくらさくみらい西日暮里の活動を支援・育成することなどを目的として補助金を交付している。

(2) 補助事業の内容

さくらさくみらい西日暮里は、荒川区西日暮里四丁目10番12号にあり、区長から認可を受けた認可保育所である。

さくらさくみらい西日暮里の施設概要及び入所園児数は、次表のとおりである。

所在地	荒川区西日暮里四丁目10番12号		(令和6年4月1日現在) (単位:名)	
施設概要	鉄骨造、地上3階建 敷地面積 538.91㎡ 専用面積 491.41㎡		区 分	入所児童数
	主な施設		0 歳 児	6
	①0歳児室	34.08㎡	1 歳 児	12
	②1歳児室	40.72㎡	2 歳 児	12
	③2歳児室	27.90㎡	3 歳 児	15
	④3歳児室	33.01㎡	4 歳 児	10
	⑤4歳児室	42.03㎡	5 歳 児	3
	⑥5歳児室	41.51㎡	合 計	58
	⑦事務室(医務室含)	9.89㎡		
	⑧調理室	22.01㎡		
⑨児童用トイレ	3箇所			

(3) 施設の職員体制

園長1名、保育士(非常勤職員を含む)9名以上、看護師1名、調理員2名以上、嘱託医1名をもって構成されている。

3 区と財政援助等との関係

区は、さくらさくみらいに対して、さくらさくみらい西日暮里の保育所運営費等に要する経費の一部を補助している。このほか、私立保育所運営費を扶助費として支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) さくらさくみらい

ア 補助事業は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか

イ 補助金交付に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 子ども家庭部

ア さくらさくみらいに対する指導監督は適切か

イ 補助金交付の手續及び時期は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の補助対象事業について実施した。

3 監査日

(1) さくらさくみらい 令和8年1月23日（事務監査）

(2) 子ども家庭部 令和8年1月23日（事務監査）

第3 監査の結果

令和6年度の補助金実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

区 分	交 付 額	確 定 額	返 還 額
私立保育所の入所見等に対する助成金	12,063,730	11,965,133	98,597
子育て施設等における物価高騰緊急対策事業補助金	324,900	324,900	0
子育て施設等における防災備蓄品購入補助金	42,120	39,976	2,144
保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金	7,361,280	6,857,280	504,000
保育士等キャリアアップ補助金	8,367,000	7,785,000	582,000
荒川区保育サービス推進事業補助金	2,117,000	2,117,000	0
保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金	14,000	14,000	0
合 計	30,290,030	29,103,289	1,186,741

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

8 特定非営利活動法人 荒川区高年者クラブ連合会 (荒川山吹ふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川山吹ふれあい館（以下「山吹ふれあい館」という。）の指定管理者である特定非営利活動法人荒川区高年者クラブ連合会（昭和37年6月25日荒川区老人クラブ連合会として設立。平成14年4月NPO法人を取得。以下「NPO高年者クラブ」という。）は、事務所を荒川区荒川一丁目34番6号に置き、心豊かで活力と潤いに満ちた長寿社会の構築を目指し、地域社会における高年者のための支援活動、高年者によるボランティア活動・交流活動等を展開し、地域社会の向上の一翼を担い、社会に寄与することを目的とした団体である。

NPO高年者クラブは、特定非営利活動として保健、医療又は福祉の増進を図る活動等を行い、特定非営利活動に係る事業として高年者を活用した指定管理施設の管理運営に関する事業を実施している。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第2条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他の環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

山吹ふれあい館の職員体制は、館長1名、常勤職員4名、非常勤職員6名である。

2 区と財政援助等との関係

区は、山吹ふれあい館の指定管理業務（指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、NPO高年者クラブ運営費助成金等の補助金を交付するとともに、スポーツ普及事業の委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) NPO高年者クラブ

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

ア NPO高年者クラブに対する指導監督は適切か

イ 指定管理料の支出等手続は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) NPO高年者クラブ 令和8年1月30日（委員監査・事務監査）

(2) 区民生活部 令和8年1月30日（委員監査・事務監査）

第3 監査の結果

令和6年度の指定管理料の事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	59,359,138	管理運営費	18,991,255	
利用料収入	—	人件費	29,303,172	
その他収入	37,770	修繕費	958,500	
合計	59,396,908	合計	49,252,927	10,143,981

※ その他収入については、主にイベント参加者の材料費等である。

※ 管理運営費のうち、光熱水費については実費精算とし、余剰額は区へ全額返還した。

※ 人件費及び修繕費については、当初計画の予算内で実費精算とし、余剰額は区へ全額返還した。

※ 管理運営費収支差額については、当初計画（予定する収支差額）を上回ったため、超過した金額の2分の1の額を区に返還した。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

しかしながら、NPO高年者クラブ及び区民生活部においては、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、業務仕様書の履行状況において一部適切ではない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

9 社会福祉法人 教信精舎 (夕やけこやけふれあい館)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

夕やけこやけふれあい館の指定管理者である社会福祉法人教信精舎（昭和 44 年 10 月 27 日設立。以下「教信精舎」という。）は、本部を荒川区西尾久六丁目 9 番 7 号に置き、夕やけこやけふれあい館のほかに、区内において 3 園の保育園及び子育て交流サロンを運営している。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 荒川区ふれあい館条例第 2 条に規定する事業に関する業務

イ 施設の使用に関する業務

ウ 施設、付属設備及び備品の管理保全（軽微な修繕及び整備を含む。）に関する業務

エ 施設内外の清潔の保持及び整頓その他環境整備に関する業務

オ 災害の防止に関する業務

カ 施設の管理運営等にかかる経理に関する業務

キ 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

夕やけこやけふれあい館の職員体制は、館長 1 名、常勤職員 5 名、非常勤職員 9 名である。

2 区と財政援助等との関係

区は、夕やけこやけふれあい館の指定管理業務（指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで）に要する経費として指定管理料を支出している。

このほか、私立保育所運営費を扶助費として支出するとともに、地域子育て交流サロン事業運営費補助金、私立保育所の入所児等に対する助成金などの補助金等を交付している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) 教信精舎

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 区民生活部

- ア 教信精舎に対する指導監督は適切か
- イ 指定管理料の支出等の手続は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

- (1) 教信精舎 令和8年2月2日(事務監査)
- (2) 区民生活部 令和8年2月2日(事務監査)

第3 監査の結果

令和6年度の指定管理料の事業実績は、次表のとおりである。

(単位：円)

収入額		支出額		収支差額
指定管理料	65,589,000	管理運営費	18,175,667	
利用料収入	—	人件費	39,448,123	
その他収入	440,201	修繕費	1,515,580	
合計	66,029,201	合計	59,139,370	6,889,831

- ※ その他収入については、主にイベント参加者の材料費等である。
- ※ 管理運営費のうち、光熱水費については実費精算とし、余剰額は区へ全額返還した。
- ※ 人件費及び修繕費については、当初計画の範囲内で実費精算とし、余剰額は区へ全額返還した。
- ※ 管理運営費収支差額については、当初計画(予定する収支差額)を上回ったため、超過した金額の2分の1の額を区に返還した。

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行は適正なものと認められ、是正又は改善を要する事項はなかった。

10 社会福祉法人 カメリア会 (荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川)

第1 監査対象の概要

1 団体の概要

荒川区立特別養護老人ホームサンハイム荒川（以下「特養」という。）の指定管理者である社会福祉法人カメリア会（平成18年12月26日設立。以下「カメリア会」という。）は、事務所を東京都江東区亀戸三丁目36番5号に置き、特別養護老人ホーム、在宅高齢者通所サービスセンター、母子生活支援施設、有料老人ホーム等の経営を行っている。

(1) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりである。

ア 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービスに関する業務

イ 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護に関する業務

ウ 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護に関する業務

エ その他、区長が必要と認める業務

(2) 施設の職員体制

職員体制は、管理者1名、生活相談員1名、看護職員5名、介護職員27名、介護支援専門員1名、その他18名で構成されている。

2 区と財政援助等との関係

特養(指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)については、利用料金を団体の収入とし指定管理事業に充てているため、区は指定管理事業に要する経費を支出していないが、やむを得ない措置による短期入所に伴う措置費を扶助費として支出している。

そのほか、区は、特別養護老人ホーム経営支援補助金等を交付するとともに、介護保険外事業や地域包括支援センター及び高齢者みまもりステーション業務委託等の委託料を支出している。

第2 監査の着眼点、対象とする範囲及び監査日

1 監査の着眼点

(1) カメリア会

ア 指定管理事業は適正かつ効率的に履行されているか

イ 指定管理料に係る会計処理は適正に行われているか

(2) 福祉部

ア カメリア会に対する指導監督は適切か

2 監査の対象とする範囲

令和6年度の指定管理事業について実施した。

3 監査日

(1) カメリア会 令和8年2月5日 (委員監査・事務監査)

(2) 福祉部 令和8年2月5日 (委員監査・事務監査)

第3 監査の結果

令和6年度の指定管理の事業実績は、次表のとおりである。

(単位:円)

収入額		349,707,415
内 訳	介護保険事業収益	349,707,415
	その他収入	0
支出額		351,509,775
内 訳	運営費	59,703,642
	管理費	62,861,084
	人件費	217,036,793
	修繕費	11,029,493
	その他支出	878,763

監査の着眼点に基づき、監査を行った結果、事業の執行はおおむね適正なものとして認められた。

しかしながら、カメリア会及び福祉部については、文書指摘及び文書指示に該当しなかった事項ではあるが、協定書の内容及び業務仕様書の履行状況において一部適切ではない部分が見受けられたため、監査の過程で注意した。

発行年月	令和8年3月
登 録	(07) 0130号
編集発行	監査事務局
内 線	3511・3512